

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和45年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第6号（第5条関係） [略] <u>平成</u> 年 月 日 [略]	様式第6号（第5条関係） [略] 年 月 日 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。